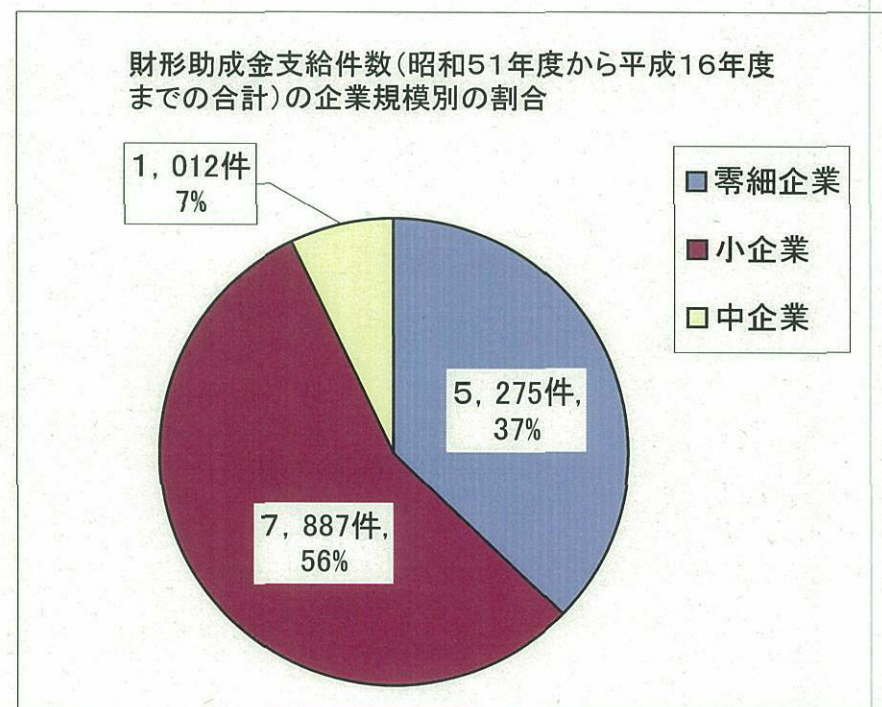
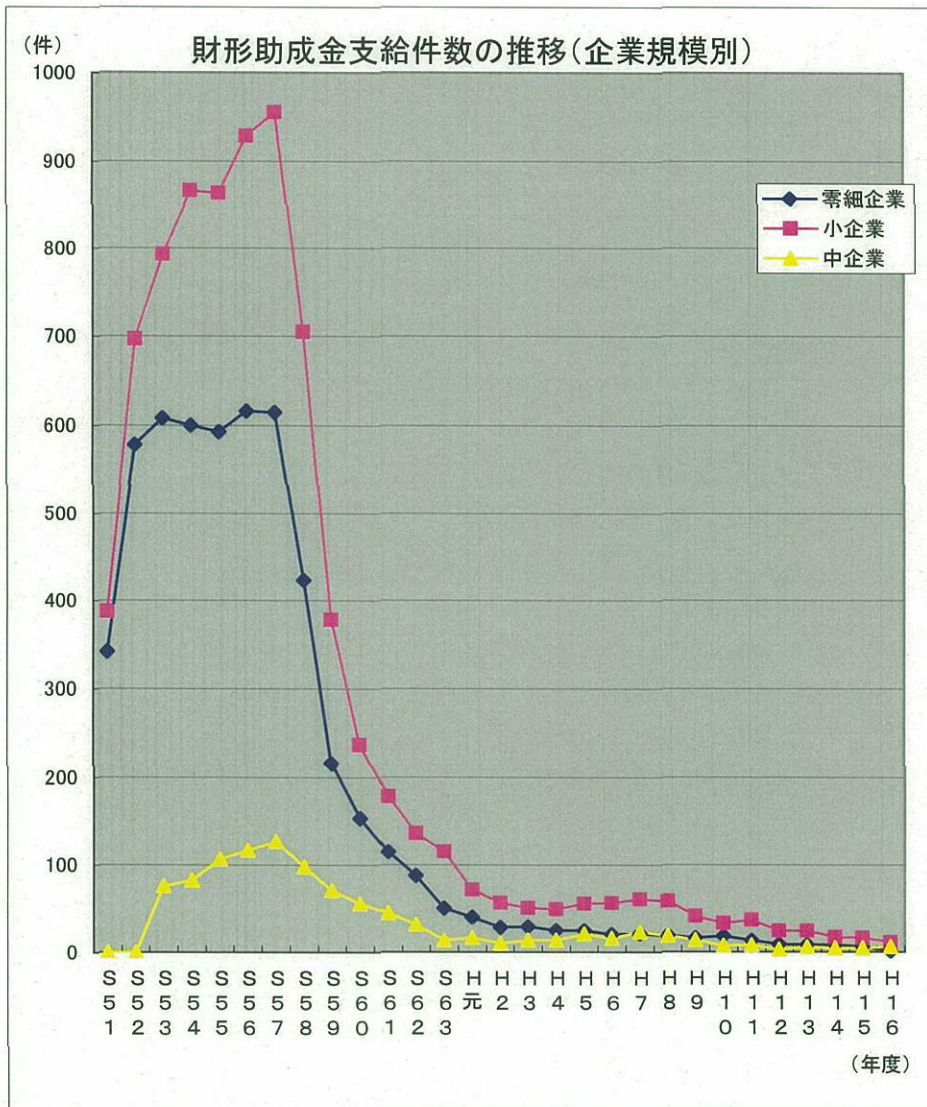




注)

零細企業：常用労働者数20人以下
(小売、卸売、サービス業5人以下)

小企業：常用労働者数100人以下(小売業50人以下)

中企業：常用労働者数300人以下

(資料出所)「財形融資等業務統計(平成16年度版)」

勤労者財産形成給付金制度

1. 制度の概要

事業主が、労使の合意に基づき、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けた「勤労者財産形成給付金契約」により、財形貯蓄（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄を含む。）を行っている勤労者のために金銭（毎年、勤労者1人につき10万円まで）を拠出し、7年間運用毎に勤労者がその元利合計である財産形成給付金の支払いを受けるものである。

2. 税制上の取扱い

- (1) 拠出時点では勤労者に対する所得税が課税されず、満期給付金及び退職等を理由とする中途支払給付金は、一時所得扱い（50万円まで非課税、50万円を越える部分の1/2が課税対象）となる。
- (2) 事業主にとって拠出金は損金又は必要経費とされる。

(参 考) 勤労者財産形成給付金制度の仕組み

